

岡崎市内で土壤汚染及び地下水汚染の報告がありました。

本日、岡崎市美合町地内の日清紡ホールディングス株式会社から県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）第39条第2項及び第45条の規定に基づき土壤汚染及び地下水汚染に係る調査結果の報告がありました。

この調査は、日清紡テキスタイル株式会社美合事業所の閉鎖に当たり行ったものです。

調査の結果、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1, 1 - ジクロロエチレン、ジクロロメタン、1, 1, 1 - トリクロロエタン並びにトリクロロエチレンについて県条例に規定する基準を超過しました。

その概要は、下記のとおりです。

記

1 調査対象地

岡崎市美合町字入込45番2ほか116筆（158, 715, 86平方メートル）

2 調査結果内容

(1) 調査の実施期間

平成26年12月3日～平成28年5月6日

(2) 調査項目

六価クロム化合物、シアン化合物、四塩化炭素、1, 1 - ジクロロエチレン、シス-1, 2 - ジクロロエチレン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、1, 1, 1 - トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物の13項目

(3) 土壤汚染の調査結果

ア 土壤含有量基準

鉛及びその化合物について、一部の調査区画で次のとおり県条例に規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤含有量 基準	超過区画数 /調査対象区画数
鉛及び その化合物	9300 mg/kg (62倍) 注	150 mg/kg以下	70/1597

注：（ ）内は、土壤含有量基準に対する倍率

イ 土壤溶出量基準

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物について、一部の調査区画で次のとおり県条例に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	超過区画数 /調査対象区画数
鉛及び その化合物	1.2 mg/ℓ (120倍) 注	0.01 mg/ℓ以下	181/1597
ふっ素及び その化合物	12 mg/ℓ (15倍) 注	0.8 mg/ℓ以下	48/1597

注：（ ）内は、土壤溶出量基準に対する倍率

ウ 地下水基準

鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1, 1 - ジクロロエチレン、ジクロロメタン、1, 1, 1 - トリクロロエタン並びにトリクロロエチレンについて、一部の調査区画で次のとおり県条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過区画数 /調査対象区画数
鉛及び その化合物	0.58 mg/ℓ (58倍) 注1	0.01 mg/ℓ以下	11/66
ふっ素及び その化合物	13 mg/ℓ (約16倍) 注1	0.8 mg/ℓ以下	16/37
1, 1 - ジクロ ロエチレン注2	8.9 mg/ℓ (89倍) 注1	0.1 mg/ℓ以下	2/4
ジクロロ メタン注2	0.11 mg/ℓ (5.5倍) 注1	0.02 mg/ℓ以下	1/4
1, 1, 1 - ト リクロロ エタン注2	37 mg/ℓ (37倍) 注1	1 mg/ℓ以下	2/4
トリクロロ エチレン注2	0.39 mg/ℓ (13倍) 注1	0.03 mg/ℓ以下	1/4

注1：（ ）内は、地下水基準に対する倍率

注2：事業者が自主的に測定した項目

※ 区画とは、北東を起点として東西及び南北に10メートル間隔で調査対象地に線を引いて区分されたものをいう。

(4) 汚染場所

別紙参考資料参照

(5) 汚染原因

ア 鉛及びその化合物

創業期にレーヨンの製造工程で使用していた可能性があり、土壤が汚染された原因と推定されます。

イ ふっ素及びその化合物

樹脂加工の作業で使用履歴があり、土壌が汚染された原因と推定されます。

ウ ジクロロメタン、1, 1, 1 - トリクロロエタン及びトリクロロエチレン

洗浄作業により使用履歴があり、地下水が汚染された原因と推定されます。

エ 1, 1 - ジクロロエチレン

1, 1, 1 - トリクロロエタン及びトリクロロエチレンの分解生成物として生成し、地下水が汚染された原因と推定されます。

3 応急措置について

汚染があった土地については既設被覆層（建屋床コンクリート、アスファルト舗装）又はシートにより養生がされており、汚染土壌が飛散・流出することはありません。

4 今後の措置について

汚染が発覚した土壌及び地下水について適切に処理する予定です。

5 市環境保全課の対応

本日、事業者から土壌汚染対策法第14条第1項の規定に基づく申請があったため、市は、敷地周辺の飲用井戸の有無の調査及び飲用指導をした上で、当該土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定し、土壌汚染に対する適切な措置を実施するように指導していきます。

6 連絡先

日清紡ホールディングス株式会社

担当部局 IR広報グループ

連絡先 03-5695-8854